

# マネタリーベースをめぐる経済的変遷とその会計的性格

四国松山凜監査法人 関西学院大学  
吉川了平

国土舘大学 高橋伸子

於： 2015年10月12日 会計理論学会 第30回大会

# 研究の背景と目的

- \* 日本国債の残高は、日銀の保有分も含めて、急速に増加。
- \* 日銀の貸借対照表は、マネタリーベースの増加に伴い膨張。  
日銀の貸借対照表の資産側では、国債残高が著しく増加。  
⇒ 国債の購入は通常、それに見合う資産が必要。しかし、日銀の資産側には何らそれに該当する資産は無い。
- \* 日銀の貸借対照表からは、マネタリーベースの拡大と会計処理に何らかの関係があるように見えるが、明確な説明はなされていない。
- \* 本報告では、マネタリーベース拡大にかかる日本銀行および企業会計の枠組みについて検討する。

# 日銀のバランスシートの構造

(単位: 1億円)

資産		比率	負債および純資産		比率
勘定科目	2015/3/31		勘定科目	2015/3/31	
金地金	4,413	0%	発行銀行券	896,733	28%
国債	2,697,921	83%	当座預金	2,015,564	62%
その他	533,603	16%	マネタリーベース合計	2,912,297	90%
			その他	284,686	9%
			負債 小計	3,196,983	99%
			純資産	38,954	
資産 合計	3,235,937	100%	負債および純資産 合計	3,235,937	100%

➤ 国債は、資産合計の83%  
一方、「当座預金」と「発行銀行券」から成るマネタリーベースは、負債合計の90%



貸借対照表上では、国債はマネタリーベースに対応する資産にみえ、マネタリーベースの担保は、国債であるようにみえる。

# マネタリーベース拡大過程における 日銀の仕訳 ①

- \* このように日本銀行の貸借対照表の構造をみると、日本銀行によって歴史的に採用されている仕訳に注目する必要。
- \* 日銀による買いオペは、直近の2年で133兆円に増加。

仕訳では、借方側で資産勘定の国債が増加。貸方側では、負債である「当座預金」が増加。

(単位：億円)

項目 (借方)		金額	項目 (貸方)		金額
(増加)	国債 (資産の部)	10.1	(増加)	当座預金 (負債の部)	10.1



# マネタリーベース拡大過程における 日銀の仕訳 ②

- \* 「発行銀行券」は、最近2年で6兆円に増加。
- \* 日銀の紙幣の発行においては、借方は「当座預金」勘定が減少し、貸方側は、「発行銀行券」勘定が増加。
- \* この仕訳の意味は、負債側で「当座預金」から「発行銀行券」勘定への勘定科目の振り替え。

(単位：億円)

項目 (借方)		金額	項目 (貸方)		金額
(減少)	当座預金 (負債の部)	10.1	(増加)	発行銀行券 (負債の部)	10.1



# 「当座預金」勘定と「発行銀行券」勘定

- \* 「当座預金」と「発行銀行券」勘定の増加は、負債の増加として処理→両方の勘定は、債務性を有する必要。
  - \* しかし、一般的な説明では逆。「当座預金」と「発行銀行券」勘定は、負債として処理されているが故に債務性を有するとされる。
  - \* これは、会計的な説明が不十分であることを意味する。
- 本報告ではまず、会計理論または会計実務の観点から、マネタリーベース（「当座預金」勘定、「発行銀行券」勘定）の債務性について検討する。

# 債務性の再検討とその視点

\* 日本銀行の貸借対照表，負債の部に計上されている「発行銀行券」勘定，および「当座預金」勘定が，会計上債務性を有するものかどうか、以下の3つの視点から検討する。

① 法的観点

② 会計処理の結果の静的経済実態としての勘定残高の推移

③ 関連する会計処理に係る動的経済実態としての経済効果

これらの多様な3視点からの考察を通し、当該勘定科目の会計的な実態を明らかにする（たとえば、黒澤清『近代会計学大系 X 理論会計研究』91ページ，三代澤経人『現代会計の基礎』6ページ参照）。

# ①-1 法的観点(日銀法等)

日本銀行法:

50条~53条で「事業年度」、「経費の予算」、「財務諸表等」、「剰余金の処分」⇒会計処理それ自体に関する規定なし

日本銀行 会計規程:

会計処理における正確性の原則、財務諸表の様式の掲示



マネタリーベース勘定を負債の部に計上する法的根拠は明示されていない。

法律上の債務:

「ある者(債務者)が相手方(債権者)に対して一定の行為(給付)をすることを内容とする義務」

## ①-2 法的観点(「発行銀行券」)

### (あ)「発行銀行券」勘定について

日本銀行券を保有するものが債権者として、手形や小切手等有価証券の保有者のごとく、債務者である日本銀行に対して日本銀行券を呈示して、債務の弁済を請求したとしても、弁済されるのはその日本銀行券、あるいは他の日本銀行券。すなわち客観的には、債務の弁済たる「給付」を観念することはできない。

また、日本銀行券の保有者は日本銀行に対する債権者であるとの意思を保有してはおらず、他方、日本銀行もまた日本銀行券の保有者を債権者であるとは認識していない。すなわち主観的にも、債権者、債務者として契約の当事者たる地位を認識することはできない。

∴ 「発行銀行券」勘定は法律上の債務と解せない。

## ①-2 法的観点(当座預金)

### (い)「当座預金」勘定

- 本来の(市中銀行における)当座預金(契約)の法的性質  
⇒ 民法の“消費預託契約”である。

預金者は当座決済に必要な資金のみを預け入れるとともに、預金者は債務者である金融機関に対しいつでも返還請求が可能。

⇒ しかも、払い戻し(弁済)する場合、当該金融機関の現金等の財産が充当され、返還額に見合った資産が減少する。

- 日本銀行の「当座預金」

2種類に分けて検討する。

弁済予定の「当座預金」と、弁済を予定していない「当座預金」がある。前者は「(非拘束)当座預金」、後者を「(拘束性)当座預金」という。<sup>10</sup>

## ①-3 (非拘束)当座預金

- \* 弁済予定の「(非拘束)当座預金」は、日本銀行が規程する「当座勘定規定」に準拠し、債権者に対する払い戻しがなされる。あるいは、債権者は決済資金としての利用ができる。これは、市中銀行における当座預金と同様である。
- \* 「給付」たる払い戻しを観念することができる。
- \* ∴ **債務性がある**。ただし、払い戻しの際は日本銀行券が発行される。
- \* この「(非拘束)当座預金」は約12兆円であって、「当座預金」勘定の約6%である(日本銀行「業態別の日銀当座預金残高」<http://www.boj.or.jp/statistics/boj/other/cabs/>参照)。

## ①-4 (拘束性) 当座預金

弁済を予定しない「(拘束性)当座預金」契約は、消費預託契約(民法666条)に該当するか。「給付」たる「返還を・・・約し」しているかどうかが問題となる。

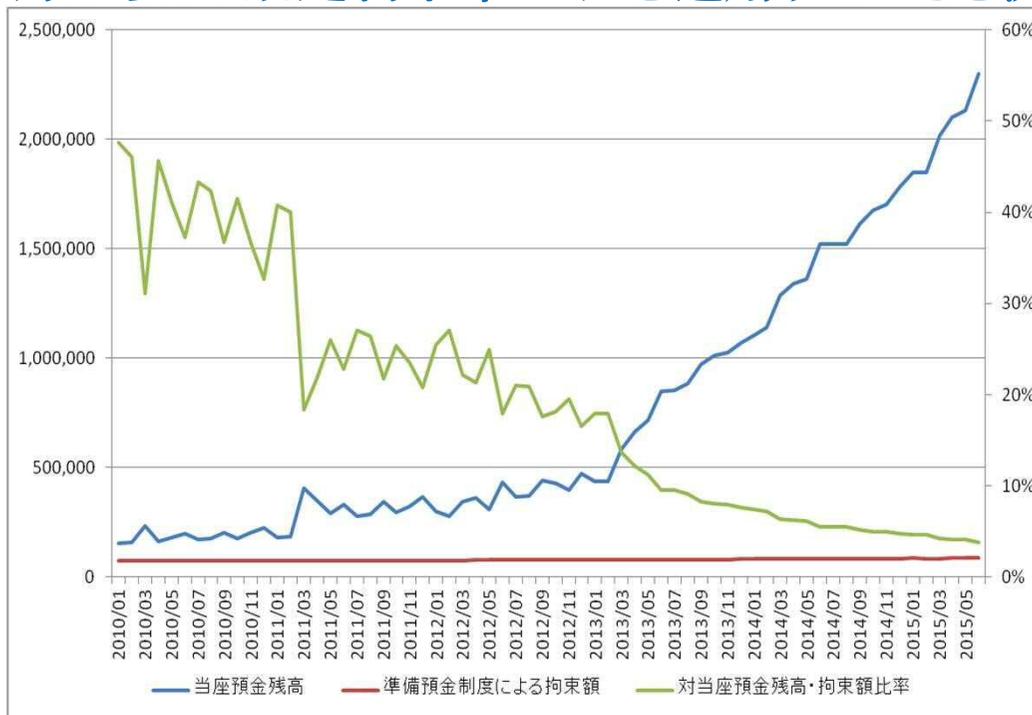
「(拘束性)当座預金」について、その取引実態をみると、債権者たる市中銀行から、債務者たる日本銀行に返還の請求ないし返還の催告(民法666条, 591条, 597条)がなされることはない。あるいは仮に返還の時期を定めない契約であると仮定しても、使用収益の「終わり」を観念することができず、その結果やはり、債権者たる市中銀行は「返還を請求することができ」ない(同597条2項参照)。したがって客観的には、市中銀行と日本銀行とは、「返還を・・・約し」て預け入れている関係にはあるとはいえない。

また、当座預金の名義人たる市中銀行が返還請求をしないという客観的事実からすると、日本銀行に対する債権者であるとの主観的意思を保有しているとはいえない。他方、日本銀行もまた弁済という給付を予定していないことからすると、市中銀行を債務者であると認識しているとはいえない。すなわち主観的にも、債権者、債務者という当事者たる地位を認識することはできない。

∴ 消費預託契約を観念できず、「当座預金」という名称は同一でも、その法的性格は「(非拘束性)当座預金」や市中銀行における「当座預金」とはまったく異なる。**債務性は認められない。**

# ①-5 (拘束性) 当座預金と準備預金

「(拘束性) 当座預金」の一例として、準備預金制度に基づく部分がある。  
準備預金制度により「当座預金」勘定の一定比率は準備預金として拘束。  
さらに補完当座預金制度を設け、超過準備預金に対して利率を付し、2010年10月からは、規定利率年0.1%を適用することを決定し、現在も継続。



➤ グラフで見られる通り、一定利率適用後、明らかに当座預金額は増加し、準備預金制度による拘束額の比率は減少。

↓  
市中銀行にとって、当座預金への預入は、回収可能性が確実であり、また日本銀行の意図に沿うことになる→市中銀行からの返還請求がなされることはないものといえる

↓  
拘束属性を有するといえる

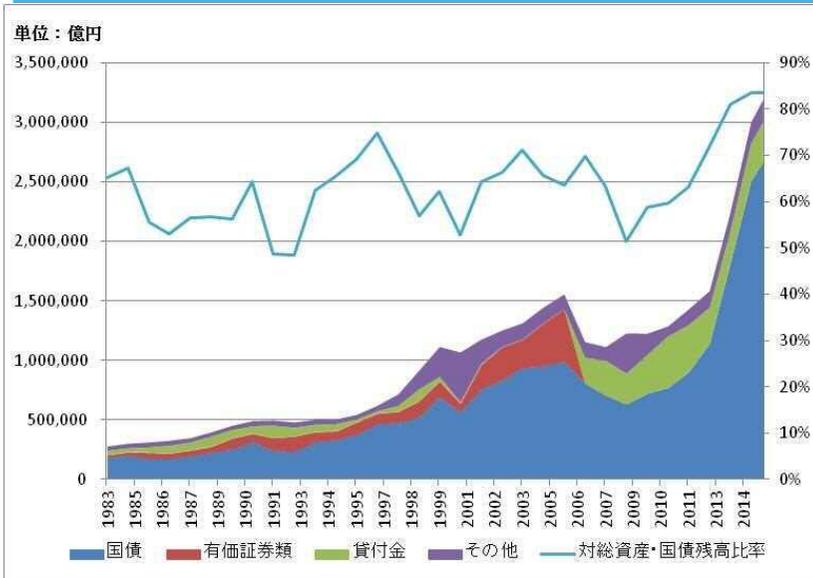
## ②-1 静的な経済実態としての残高推移

「国債」、マネタリーベース勘定の推移：

法律上の債務とはいえなくとも自らの資産たる「国債」の売却によりマネタリーベース勘定が減額されるのならば経済的に債務性がないとは言いきれない⇔債務の弁済に伴う資産の減少を見出せるならマネタリーベース勘定を法律上の債務性を有しなくとも、経済実態的に債務と認識しうる余地

# ② 静的な経済実態としての残高推移

日銀:資産側の勘定残高の変化



- マネタリーベース勘定の残高は、国債の増加に対応して増加。
- マネタリーベース勘定の増加の主な要因は「当座預金」残高の増加。

↓  
会計処理;

借方側: “国債” 増加

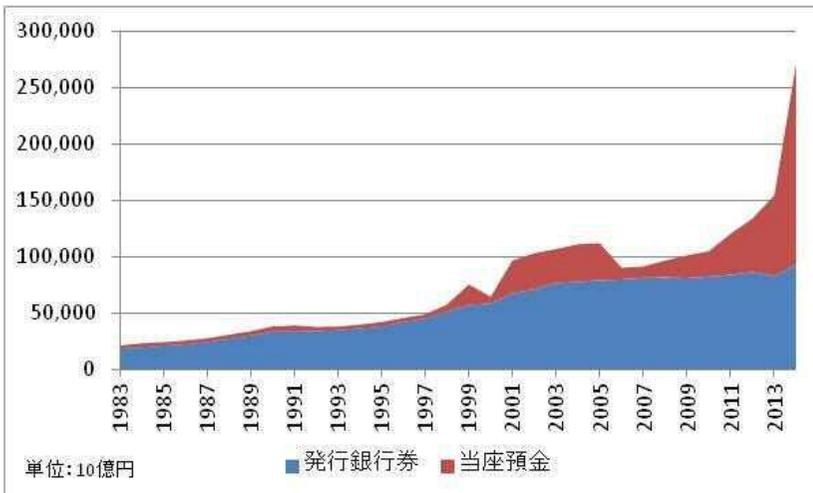
貸方側: “当座預金” 増加

この会計処理が継続。

↓  
マネタリーベース勘定と国債勘定の残高は急激に増加。債務の弁済に対応する資産の減少は確認できない。

↓  
**静的な経済実態から、マネタリーベース勘定が債務性を持っているとは言えない。**

日銀: マネタリーベース勘定残高の変化



## ③-1動的経済実態としての経済効果

- \* 一般的に企業の負債は、将来の経済的富を生成  
→ マネタリーベースの拡大が経済効果に呼応している場合、 マネタリーベース勘定は、企業の負債と同様に債務性を持っていると言い得る
- \* 「資金循環統計」\* → 経済主体の金融資産・負債を経済主体ごとに記録した統計；経済過程に基づいた、経済実体間の関係を表現  
→ 経済活動結果 = GDP
- \* 「資金循環統計」：様々な経済主体間の金融取引を示す行列。定期的に日銀で編集。

## ③-2 動的経済実態としての経済効果

マネタリーベースの波及:

- ① 起点: 政府による国債発行: 政府と市中金融機関との売買取引により、政府は市中金融機関に対し国債を移転, 市中金融機関は政府に対し, その代金支払い ⇔ 本件経済取引をめぐる財政規模の変化無し
- ② 市中金融機関は入手した国債を企業, 家計, 日本銀行等の第三者に転売 ⇔ 日本銀行への売却目的; 一般に流動性の増加による当該資金の運用 ⇔ 市中金融機関と日本銀行との売買取引に際し財政規模は拡張; 日本銀行側において国債買上げの対価として負債である日本銀行当座預金を増加
- ③ 流動性増加による金融機関の資金運用; 企業等への貸付け, 他の金融資産の買付け ⇔ 貸付け行為に伴う信用創造により市中に供給される通貨量であるマネーサプライの発生

## ③-3 動的経済実態としての経済効果

マネタリーベースの波及:

- ④ 企業等へ貸付けられた資金;利益・利潤の獲得のために資本投下⇒売買目的物の購入, 固定資産の購入, 諸経費の支払い等
- ⑤ 個々の経済主体の利益・利潤の獲得を目指した活動により, 社会総体の経済規模, すなわちGDPの拡大が惹起



資本主義経済下にある日本では, 政府, 日本銀行はともにGDPの拡大を目指して政策を実行



政府による国債発行中心の財政政策

日本銀行によるマネタリーベース調整主眼の金融政策

# 資金循環統計に関する数値データの分析 1

## GDPの推移とGDPと政府支出の変動率



- \* GDPは2008年に減少した後、拡大が困難
- \* 政府支出によるGDP拡大への波及効果は限定的
- \* 政府歳出による拡大政策の行き詰まり

➡ 景気浮揚への主要な役割; 日銀による金融政策

# 資金循環統計に関わる数値データの分析2

マネタリーベースの拡大は実際にGDPに波及し、GDPの絶対値を増加させているのか？

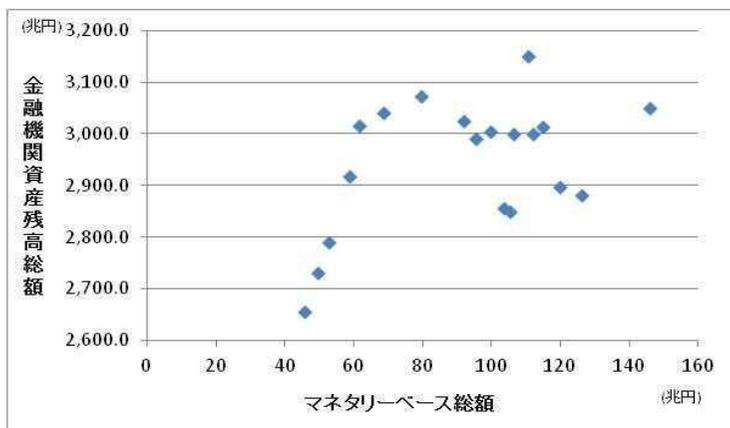
金融緩和政策が2001年に導入されて以来、日銀の金融政策は大幅に変更

→そこで2期間に分割し、マネタリーベースの変動と、マネーサプライの反映となる金融機関の総資産の変動との相関を検討

# 資金循環統計に関わる数値データの分析 3

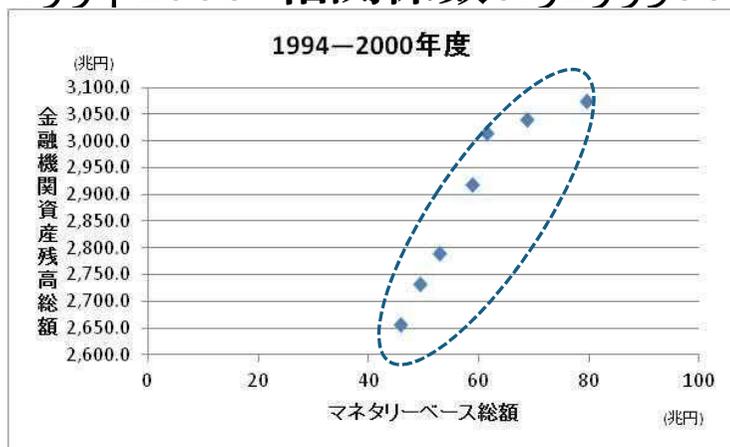
マネタリーベースの総額と金融機関の総資産との相関関係

1994-2012: 相関係数 0.344465544

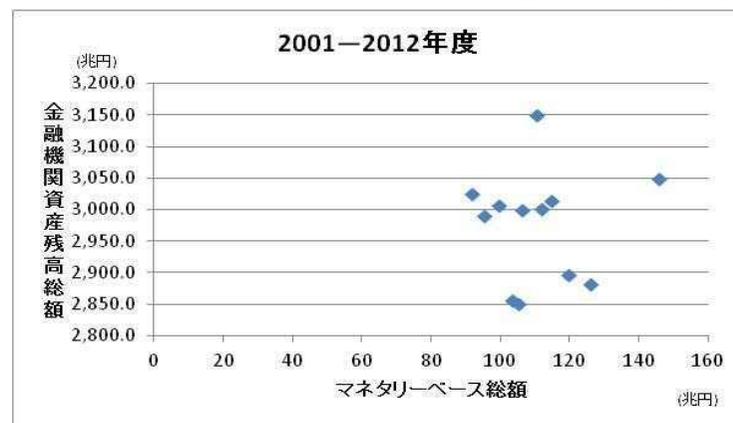


▶ グラフからわかる通り、2001年の金融緩和政策の導入後では、マネタリーベースの総量と金融機関の総資産との間には相関関係はない。

1994-2000: 相関係数 0.929950046



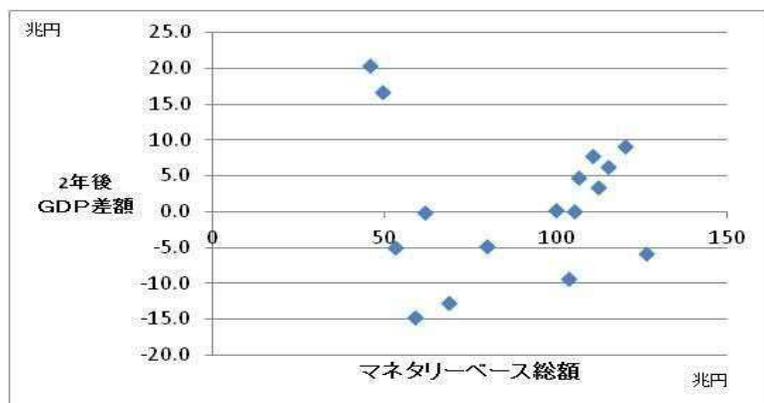
2001-2012: 相関係数 0.037660565



# 資金循環統計に関わる数値データの分析 4

波及効果の分析のため、GDPの2年後の差額と総マネタリーベースの量との相関関係の検討

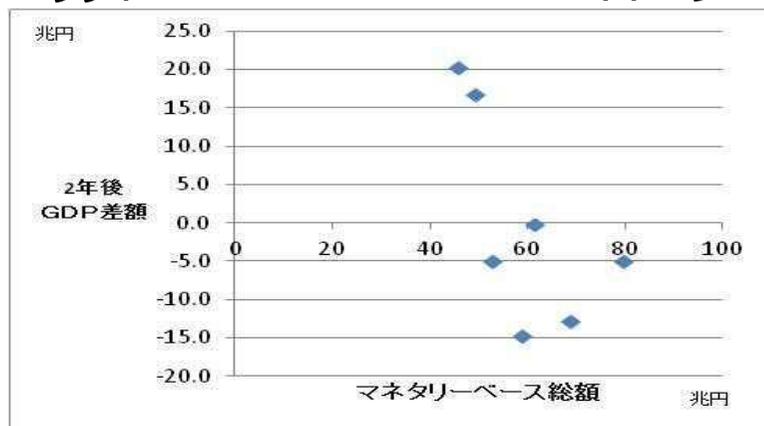
1994-2010：相関係数  $-0.041412$



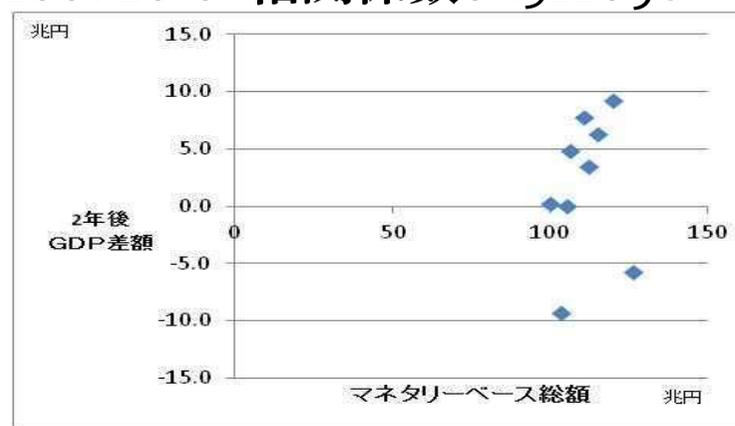
➤ マネタリーベースの総量と、GDPの2年後の差額には相関関係はない。

※ 2008年度と2009年度のデータは世界金融危機の影響がGDPに及んでいるため、除外している。

1994-2000：相関係数  $-0.6446150$



2001-2010：相関係数  $0.1522098$



## ③-4 動的経済実態としての経済効果

資金循環統計に関する数値データの分析のまとめ;

- ▶ 金融緩和政策への移行後では、経済全体への波及効果を確認できない。つまり、マネタリーベースの拡大が経済効果を伴っていないといえる。
- ▶ マネタリーベースの拡大が日銀による独立した経済活動として、何らかの重要性や貢献を有するとはいえない。

動的経済実態からは、マネタリーベース勘定に債務性があるとはいえない。

# 「(拘束性)当座預金」勘定と「発行銀行券」勘定とその債務性

- \* これまで、複眼的な観点からの考察を経てマネタリーベースを構成する「当座預金」勘定と「発行銀行券」勘定のこの会計の属性を検討してきた。
- \* その結果、それらの債務性は確認できなかった。
- \* ∴ マネタリーベース(「(拘束性)当座預金」勘定, 「発行銀行券」勘定)に債務性は認められない。

# 債務性否定の先に

- \* 「(拘束性)当座預金」勘定と「発行銀行券」勘定とが債務性を有さないにもかかわらず、日本銀行の現実の会計においては、負債の部に計上されている。したがって、これらの会計的性格が問題となる。“ではなにか？”
- \* そこで、当該仕訳(スライド4&5)の**相手勘定**に焦点をあてて検討する。

(単位：億円)

項目 (借方)		金額	項目 (貸方)		金額
(減少)	当座預金 (負債の部)	10.1	(増加)	発行銀行券 (負債の部)	10.1
項目 (借方)		金額	項目 (貸方)		金額
(増加)	国債 (資産の部)	10.1	(増加)	当座預金 (負債の部)	10.1

ポイントとなる仕訳

# 「紙幣」勘定の増加

- \* スライド27で、対象となる仕訳を分解している。
- \* 「発行銀行券」勘定が増加する際の相手勘定は、「(非拘束)当座預金」勘定である。この「(非拘束)当座預金」勘定は、債務である。
- \* しかしながら、この「(非拘束)当座預金」という債務を清算する際に発行される**貨幣には債務性がない**し、あるいはまた、日本銀行のなんらかの資産が減少することもない。
- \* すなわち、日銀は貨幣を発行することによって、「(非拘束)当座預金」の**弁済義務から無限に解放**されることになるのである。これは、債務免除そのものである。
- \* さらに、債務免除益という「収益」は、負債の部に「発行銀行券」勘定として振り替られ、**無期限に繰り延べられることになる**。

# 仕訳の分解 1

(単位：億円)

分解前

項目 (借方)		金額	項目 (貸方)		金額
(減少)	当座預金 (負債の部)	10.1	(増加)	発行銀行券 (負債の部)	10.1

弁済(清算)義務からの無限的開放 (単位：億円)

分解後

項目 (借方)		金額	項目 (貸方)		金額
(減少)	当座預金 (負債の部)	10.1	(増加)	債務免除益 (収益の部)	10.1
(減少)	債務免除益 (収益の部)	10.1	(増加)	発行銀行券 (負債の部)	10.1

収益の繰り延べ

# 「(拘束)当座預金」勘定の増加

- \* スライド29で、対象となる仕訳を分解している。
- \* 「(拘束性)当座預金」勘定の増加の相手勘定は、「国債」勘定。
- \* 国債は有価証券という資産である。
- \* 「当座預金」勘定の増加は、「国債」取得の対価として記録されているが、「(拘束性)当座預金」が引き出されることは主観的にも客観的にもない。
- \* そうすると、日銀は「国債」取得の対価の弁済義務から無限に解放されることになる。
- \* つまり、資産の受贈益そのものである。
- \* そして、資産の受贈益という「収益」は、「(拘束性)当座預金」勘定に振り替えられて、無限に繰り延べられることになる。

# 仕訳の分解 2

(単位：億円)

分解前

項目 (借方)		金額	項目 (貸方)		金額
(増加)	国債 (資産の部)	10.1	(増加)	当座預金 (負債の部)	10.1

債務弁済義務からの無限的解放 (単位：億円)

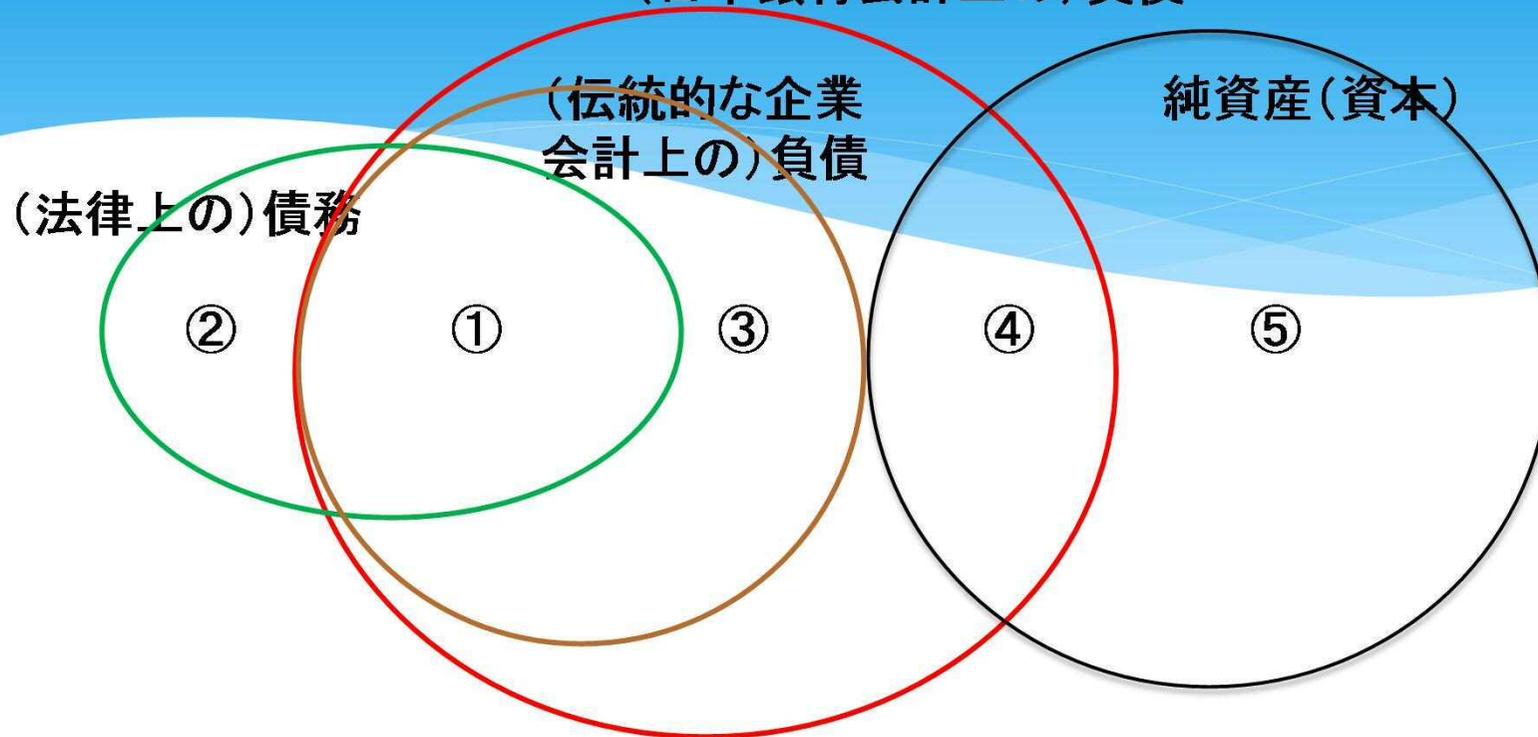
分解後

項目 (借方)		金額	項目 (貸方)		金額
(増加)	国債 (資産の部)	10.1	(増加)	資産受贈益 (収益の部)	10.1
(増加)	資産受贈益 (収益の部)	10.1	(増加)	当座預金 (負債の部)	10.1

収益の繰り延べ

# 負債の部 相関図

(日本銀行会計上の)負債



- ① 借入金, 買掛金, 未払金, 退職給付引当金等の(負債性)引当金等  
保証債務, 各種契約締結時に生じる債務  
(eg. 売買契約締結から出荷時まで)
- ② 未払費用等の経過勘定, 修繕引当金等の(負債性)引当金等  
(= 未確定債務ないし, 「会計上の債務」)
- ③ 「発行銀行券」勘定, (拘束性)「当座預金」勘定
- ④ 資本金, 準備金等

# 領域④について

- \* 日本銀行における「会計処理の原則」
- \* 日本銀行会計規程第3条

当銀行の会計処理は、中央銀行としての財務の健全性を踏まえつつ、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を尊重して行うものとする。

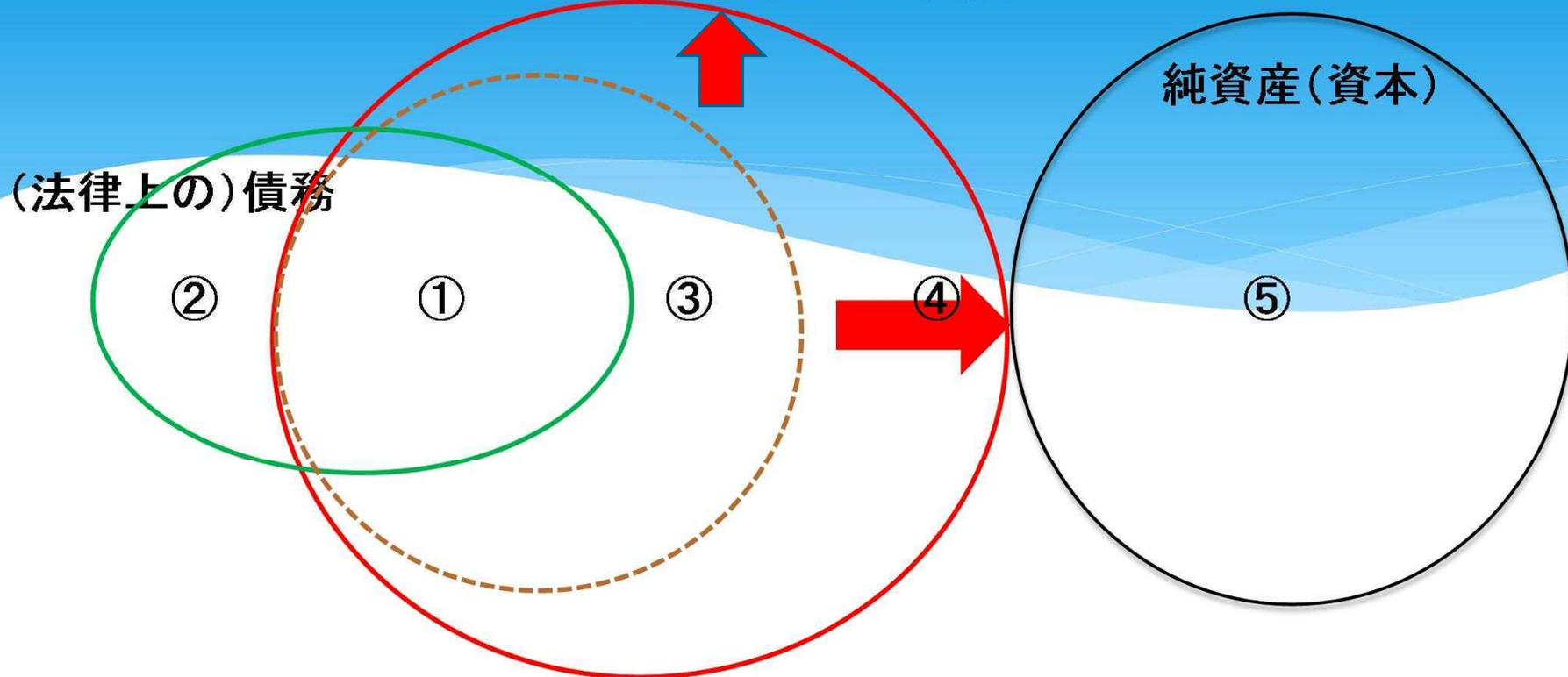


日本銀行において、④の領域を負債として会計処理すること、あるいは貸借対照表負債の部に計上することは、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に基づく会計方法として認容されている。

# 領域④と企業会計の枠組み

- \* そうすると、日本銀行の会計(制度)をみる限り、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」, すなわちわが国の企業会計は、「利益」を「負債の部」に計上することによって、これを繰り延べることを認容する枠組みを有しているものと考えざるを得ない。
- \* スライド30を再整理すると、次のスライド33のとおりとなる。

(日本銀行会計上の)負債  
= 企業会計上の負債



- ① 借入金, 買掛金, 未払金, 退職給付引当金等の(負債性)引当金等
- ② 保証債務, 各種契約締結時に生じる債務  
(eg. 売買契約締結から出荷時まで)
- ③ 未払費用等の経過勘定, 修繕引当金等の(負債性)引当金等
- ④ 「発行銀行券」勘定, (拘束性)「当座預金」勘定 +  $\alpha$  引当金等
- ⑤ 資本金, 準備金等

# 外部的契機と「寄付金」

①「(拘束性)当座預金」について、仮に日本銀行がこれを受贈益として利益を認識するとなると、国債を提供する市中銀行側では、**寄付金等の費用または損失として処理**せざるをえない。

そうすると、市中銀行の利益が圧縮されることになる。この場合、その株主等の利害関係者からの**損害賠償請求**が提起されることになる。しかも、税務上は、損金不算入として扱われるので、国債提供額に見合って、**法人税の負担**が生じることになる。

このような事態が生じると、日本銀行はその目的どおりに市中から国債を調達(回収)することができなくなる。

したがって、日本銀行は「国債」購入に際して、その額を「受贈益」として認識せず、当該収益を負債として繰り延べざるを得ないのである。

この場合に利用される勘定科目が「(拘束性)当座預金」なのである。

# 外部的契機と国民感情

- \* つぎに、貨幣を発行する場合、日本銀行が「債務免除益」を直裁的に認識するとなると、なによりもまずこれを国民感情が許さないであろう。
- \* 市中銀行としても、債務たる「(非拘束)当座預金」の弁済に際して、日本銀行が「債務免除益」を認識するとなると、「(拘束性)当座預金」の場合と同様に、寄付金等の費用または損失として処理せざるをえなくなり、利害関係者との間で各種問題が提起されることになる。

# 内部的契機と「国債」(資産)

「(拘束性)当座預金」や「発行銀行券」勘定について、仮に日本銀行がこれを受贈益ないし債務免除益として利益を認識すると、これに見合って日本銀行の利益が増加することになる。日本銀行の場合、利益の大小にかかわらず**いずれにせよ**、日本銀行法53条5項に基づき、その利益は「**国庫に納付しなければならない**」。

しかしながら、ここで問題となるのは**利益の大小ではなく、資産の部に計上されている「国債」(有価証券勘定)の評価**である。

国債の発行主体である日本国における一般会計の歳入歳出規模は100兆円である。このうち、国債の償還は13.3兆円、国債発行による歳入は36.9兆円であって、一般会計だけでみても、毎年23.6兆円が国債発行によって賄われているのが現状である。すなわち、これを仮に一般企業にたとえれば、債務の弁済能力が皆無に等しく、このような企業の発行する債券の価値は皆無といえる。償還可能性がないからである。

# 「収益の繰り延べ」と「損失の繰り延べ」

そうすると会計的には、「**国債**」の**評価損**を計上すべき必要が生じるが、国家的にはそれが許されない。

したがって本来、企業会計的には評価損を計上すべきにもかかわらず、その評価損が計上されずに繰り延べられている状況であり、いわゆる「**粉飾**」という**違法状態**にあることになる(ref.スライド3)。

しかしながら、負債の部で「収益が繰り延べ」られ、他方、資産の部で「損失が繰り延べ」られることにより、貸借対照表における資産負債のバランス上、結果的に、あるいは実質的には、日本銀行の会計が「粉飾」という違法状態に陥ることを、**全体として回避**しうることになる。

# 概念フレームワークとの関係

最後に、財務報告に関する概念フレームワーク(IASB公開草案[ED]2015年5月)との関わり合いについて

4.24 「負債とは、企業が過去の事象の結果として経済的資源を移転する現在の義務である。」

4.25 ある者が経済的資源を移転する義務(負債)を有している場合には、他の者が当該経済的資源を受け取る権利(資産)を有していることになる。その者は、具体的な人物又は企業、人々又は企業の集団、あるいは社会全体である場合がある。



- (具体的な)義務を有していない場合が想定されている。
- 「社会全体」=抽象的な債権者が想定されている。

# 結 論

- \* ① 「発行銀行券」勘定と「(拘束性)当座預金」勘定は負債として計上。しかし、法的観点および経済的な観点から、法律上も会計上も**債務であるとはいえない**。
- \* ② ①の2つの勘定科目の会計的性質は「発行銀行券」と資金供給オペレーションに伴う繰延収益である。このような収益(ないし利益)を繰り延べるための勘定科目は、会計上伝統的に「利益留保性引当金」と呼ばれてきたものである。
- \* ③ 日本銀行による会計の枠組みは、収益を負債の部を利用して繰り延べることを**正当化ないし合理化するもの**である(前掲黒沢92ページ, 三代澤4ページ等参照)。
- \* ④ このような会計の枠組みやその作用を通じて、政府と日本銀行とは任意にマネタリーベースを増加させることができている。
- \* ⑤ この点は概念フレームワークにおいても同様である。